

桜井市子育て支援情報提供LINE「つなが〜る」利用規約

1. 趣旨

この利用規約は桜井市子育て支援情報提供ライン「つなが〜る」運用要領（令和2年12月1日制定）に基づき、桜井市こども支援課（以下「こども支援課」といいます。）が運営する子育て支援情報提供LINE「つなが〜る」（以下「情報提供LINE」といいます。）の利用に関する事項を定めています。

2. 運用するソーシャルネットワーキングサービスの種類

LINE株式会社が提供するソーシャルネットワーキングサービス

3. アカウント名

桜井市つなが〜る

4. URL

<https://lin.ee/Q0F1qlj>

5. ID

@177oexri

6. 相談者の利用規約への同意確認

利用者がこども支援課LINE公式アカウントを取得し、利用を開始したことをもって、この利用規約に同意したものとします。

7. 運営管理責任者

こども支援課長が運営管理責任者となります。

8. 利用者の要件

以下に記した方が利用者の要件となります。

- (1) 市内に居住する就学前児童及びその養育者
- (2) 市内に居住する妊娠中の者及びその家族
- (3) その他、市長が特に必要と認めた者

9. 配信する内容

- (1) 地域子育て支援拠点事業に関する情報
- (2) 子育て支援講座案内に関する情報
- (3) 気象警報による子育て支援事業の休業に関する情報
- (4) 子育て総合窓口案内に関する情報

- (5) 子育て動画
- (6) 母子保健事業に関する情報
- (7) その他必要と認められる情報

・利用方法

利用者は、スマートフォン又はタブレット等を利用して、桜井市ホームページ、桜井市子育て支援情報提供LINE「つなが〜る」案内チラシ等に掲載する二次元コード（「QRコード」）の読み取り又はIDの入力によりこども支援課LINE公式アカウントを取得し、利用してください。

・通信料等の費用負担

「情報提供LINE」に要する通信料に関しては、利用者に負担していただきます。

・利用者の利用規約への同意の意思

こども支援課公式アカウントの取得をもって、この利用規約に同意したものとみなします。

・利用規約の変更

こども支援課は、この利用規約を予告なく変更する場合があります。

・問い合わせ先

桜井市こども支援課こども支援係

〒633-0062 桜井市粟殿1000-1

桜井市保健福祉センター「陽だまり」

電話番号 0744-47-4626

附 則

この利用規約は、令和6年4月1日から施行します。